

Q6-2: 従業員採用時の試用期間に関する留意事項について

台湾の労働基準法は、試用期間を定めることを明確に禁止してはいません。実務上も、多くの会社が3ヶ月間の試用期間を設けています。

なお、試用期間中に労働者を不採用にする場合、労働基準法第16条により、事前の通知が必要な解雇の基準に基づき対応する必要があります。

お願い:

「本情報の提供は、あくまでも読者への参考に供するためのものであり、実際のビジネスは読者の責任において行い、これにもとづく読者の行動や行為に起因するビジネス上の損害、損失等に対し、交流協会や普華商務法律事務所(PwC Legal)は一切関与せず、また一切の責任も負わず、一切の損害賠償も負担いたしません。

なお、本情報には、台湾の所轄政府機関の解釈は入っておらず、また、常に最新の情報であるとは限りません」。